



\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



桜の見頃が終わったら、また少し季節が逆戻りしてしまったようです。皆さまいかがお過ごしでしょうか？  
少し前から、私の地域でもプラスチック分別収集が始まりました。初めは面倒だなと思いましたが、始めて見ると意外と楽しく、今では、これはプラスチック？と少しの包装などでも確かめて、分けるようになりました。今まで買い物したときに入れてもらった袋などでも、大きさや固さが使いにくく、ゴミとして捨てていたものも多かったのですが、リサイクルできると思うと、少し気持ちもラクになります。



\*人間関係に活かす！心理学\*  
～人はなぜ友人をつくらうとするのか？～



人はひとりでは生きていけない。ひとりより集団で生きているほうが助けてもらえることも多く都合がよい。

人が仲間や友人を求めるのは、上記の理由だけではありません。人には「親和欲求」という誰かといたい、という無意識の欲求があるのです。この親和欲求には個人差がありますが、一般的には女性のほうが男性より、また長子（長男・長女）や一人っ子は他の兄弟と比べると高いことが分かっています。

また、日本人は家族よりも友人への親和欲求が高い、と調査で出ています。高い買い物や知らない場所に行くときなどに、誰かについてきてほしいと思うのは、この親和欲求が強くなるからです。

参考「人間関係に活かす！使うための心理学 ポーポープロダクション著」

## ★これで完璧！ 4月の事務★



### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

3月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、4月10日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

3月分の社会保険料・児童手当拠出金を 4月30日までに納付。

### ☆2月決算法人の確定申告と納税☆

2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 4月中の決算応答日までです。



## \*4月からの法改正情報\*

- 改正労働契約法の施行  
4月以降に締結・更新する有期労働契約から無期労働契約の転換を判断する通算5年をカウントしていくことになります。
- 改正高年齢者雇用安定法の施行  
原則として希望者全員を65歳まで継続雇用する必要があります。
- 障害者の法定雇用率の引き上げ  
法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられます。これによって、常時雇用する労働者50名あたり1名の障害者を雇用する必要があります。

## 法定労働時間と適正に残業をさせるための手続き ～36 協定～

36 協定、たまに聞くことがあると思いますが、一体なんのことでしょうか？

実は労働基準法では、「1 日 8 時間、1 週間 40 時間を超えて労働者を使用することは禁じて」います。つまり、「労働者を働かされるのは 1 日 8 時間、1 週間 40 時間まで」ということです。これは「法定労働時間」といって労働時間の原則なのです。とはいっても実際には、上記の時間内には業務が終わらず、残業させる必要があることも多いことでしょう。

実は、労働基準法では法律に定める手続きを取らなければ、残業を命じることはできないと定められているのです。それが「時間外・休日労働に関する協定」で、労働基準法第 36 条に定められていることから、36（さぶろく）協定と呼ばれています。36 協定を、事業所ごとに労働者代表と結んで、労働基準監督署に届け出た日から残業を適法に命じることができるというものです。

就業規則の作成は、労働者が 10 人以上いる場合に作成・届出の義務がありますが、36 協定は労働者がたった 1 人であっても法定労働時間を超えて残業をさせる場合には届出が必要です。これは、法律で禁止されている法定時間外労働をさせても、36 協定を届け出れば刑罰が免除される、という趣旨のもので、たいへん重要な手続きということがお分かりいただけるでしょう。

では、協定を届け出たら何時間でも残業をさせることはできるのでしょうか？ 実は、延長時間には上限が設けられており、1 ヶ月 45 時間、1 年 360 時間で、協定にも記載します。この時間内でしか、残業させられないということになります。ちなみに、1 日の上限は特に定められていません。

協定は、一度結んだらずっと有効なのでしょうか？ 協定には有効期間を設定しなければなりませんので、一度結んだら永遠に、ということではできません。定期的に見直しをする必要があることから、1 年間に有効期間とすることが一般的です。

また、何ヶ所かに分かれて事業所がある場合は、それぞれの事業所ごとに協定を結ばなければなりませんので、本社で結んで届けているだけでは足りません。

過去に届け出たことのある会社様も、有効期間が切れていた、ということもありますので、今一度確認していただければと思います。

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

